

総務委員会資料

青少年・治安対策本部

「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する 条例(案)」の都民等に対する説明について

1 都民への説明

- (1) 都のホームページに、青少年に対する強姦等を描く悪質な漫画等の青少年への販売規制に関する「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案のポイント」を掲載(4月16日)……………P. 1
- (2) 都のホームページに、青少年に対する強姦等を描く悪質な漫画等の青少年への販売規制に関する「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案 質問回答集」を掲載(4月26日)……………P. 1

2 図書関係団体への説明

- (1) 出版倫理協議会(※)への説明(4月8日)……………P. 4
(※ (社)日本雑誌協会、(社)日本書籍出版協会、(社)日本出版取次協会、
日本書店商業組合連合会から構成される自主規制団体)
- (2) 出版倫理懇話会(自主規制団体)への説明(4月22日)……………P. 5
- (3) 条例改正案への反対を表明した「(社)日本ペンクラブ」、「(社)日本図書館協会」、「(社)日本出版労働組合連合会」に対し、条例改正案の趣旨の説明と条例改正への理解を求める文書を送付(4月23日)……………P. 6

3 インターネット関係団体等への説明

- (1) 総務省消費者行政課(フィルタリング担当部局)(4月9日)……………P. 23
- (2) EMA(一般社団法人モバイルコンテンツ審査機構)(4月22日)……………P. 23

1 都民への説明

- (1) 都のホームページに、青少年に対する強姦等を描く悪質な漫画等の青少年への販売規制に関する「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案のポイント」及び「よくある質問」を掲載(4月16日)

- (2) 都のホームページに、青少年に対する強姦等を描く悪質な漫画等の青少年への販売規制に関する「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案 質問回答集」を掲載(4月26日)(随時追加予定)

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案のポイント

～子供に対する強姦シーン等を描いた漫画を子供に見せない・売らないための条例改正です～
 「描いたり、出版したり、大人に売ることには規制されません。」

青少年健全育成条例では、現在、青少年の性的感情を刺激する図書類等を「青少年に見せない・売らない」制度（いわゆる「成人コーナー」）に区分陳列すること）を設けています。

現在の条例

- ① 性的感情を刺激する図書類等を「18禁図書^(※1)」として「成人コーナー」に陳列し、青少年に販売しないよう、出版社・販売者の自主的な取組（自主規制）を求めています。
- ② それにもかかわらず、一般の書棚で、「著しく」性的感情を刺激するものが販売されている時は、東京都が不健全図書として指定し、「成人コーナー」への移動を販売者に義務付けています。

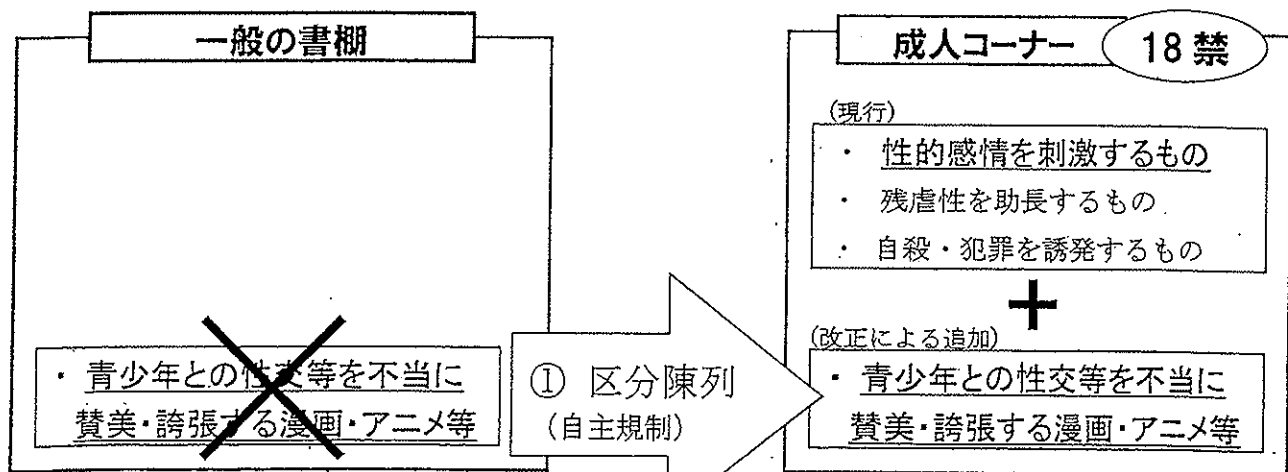
今回の条例改正

- ① 青少年との「性交（セックス）又は性交類似行為（フェラチオ・手淫・アナルセックスなど）」を不当に賛美・誇張して描いた悪質な漫画等^(※2)についても、「18禁図書^(※1)」として「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないよう、出版社・販売者の自主的な取組（自主規制）を求めます。
- ② それにもかかわらず、一般の書棚で、青少年に対する強姦等を賛美・誇張している「著しく」悪質な漫画等^(※2)が販売されている時は、東京都が不健全図書として指定^(※3)し、「成人コーナー」への移動を販売者に義務付けます。

(※1) 「18禁図書」：18歳未満である青少年に対し、閲覧・販売が適当でない旨の表示（「成年コミック」など）を行っている図書類。

(※2) 改正条文の意味をわかりやすく解説するようになります。

(※3) 条例と規則で対象を限定し、かつ、第三者により構成する審議会で個別に指定の是非を審議します。



② 出版社・販売者の自主規制から漏れ、程度の「著しい」ものが、一般の書棚で販売されている時は、東京都が不健全図書として指定し、「成人コーナー」への移動を義務付ける。

<よくある質問>

Q. 1 漫画やアニメ等の創作物については、今回の改正で初めて青少年への販売制限の対象とするのですか？

A. ・ 条例制定当時(昭和39年)から約50年にわたり、青少年の性的感情を刺激する図書類については、漫画・アニメ等の創作物を含めて「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないようにしています。したがって、今回の改正で初めて漫画等を対象にするというものではありません。

Q. 2 漫画家など、創作者の表現の自由の侵害に当たりませんか？

A. ・ 「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に売らないだけで、漫画等を作ること、出版すること、大人(18歳以上)が読むことは一切規制しないため、表現の自由の侵害には当たりません。
・ そもそも、創作物であれば、どのような内容であっても、青少年に販売する自由があるとはいえません。

Q. 3 これまで親子で楽しんできた「ドラえもん」など著名な漫画でも、「しずかちゃんの入浴シーン」など子供の裸の描写が出てくるものがあります。こういうものを子供たちは見られなくなるのですか？

A. ・ 「成人コーナー」への区分陳列をお願いするのは、18歳未満として描かれている青少年のキャラクターに対する、「性交(セックス)又は性交類似行為(フェラチオ・手淫・アナルセックスなど)」を直接、明確に描写した漫画等に限定されます。
・ したがって、単なる子供の裸や入浴シーンが該当する余地はありません。
・ また、「性交又は性交類似行為」についても、読者の性的好奇心を満足させることを目的として、不当にその行為を賛美し、誇張して描いたものに限定し、単なるベッドシーンや、主人公が性的虐待を受けた体験の描写がストーリー上含まれるだけで対象とされることはありません。

Q. 4 青少年にそのような漫画を見せないようにすることは、青少年が性を自分の問題として考えるための道を閉ざすことになりませんか？

A. ・ 青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るため普及啓発・教育等を行うことは大切なことであり、今後とも取り組んでいきます。
・ 一方、「青少年への強姦や近親相姦などの性行為を、さも楽しいこと、普通のこととして描写するような悪質な漫画」については、性的判断能力が未熟な青少年が、そうした悪質な漫画を読んだ場合、そういった性行為への「誘い」に対し、抵抗感が薄れたり、真似をして自ら実践に移してしまう恐れがあるため、青少年への販売を制限しようとするものであり、これまでの「性的感情を刺激する図書類」の販売制限と同様、青少年を保護する観点から必要な環境整備であると考えます。

2 図書関係団体への説明

(1) 出版倫理協議会への説明(4月8日)

- 出版倫理協議会は、平成22年3月17日付で「『東京都青少年条例改正案』に対する緊急反対表明」を公表。

以下の点を特に問題とし、条例に反対の立場を表明。

- ・ 18歳未満と判断される架空の人物の性を描いたコミック等を規制しようとしていること(コミックにおける登場人物は設定年齢よりも幼く見えたり年齢不詳である場合も多く、当局の恣意的な判断によって著作者や発行者への検閲や弾圧につながるおそれがある)
- ・ 現行の児童ポルノ法において、「児童ポルノとは何か」の定義が曖昧とされているにもかかわらず、それを踏襲しようとしていること(国会において定義の見直し論議を行っている)
- ・ 児童ポルノの「単純所持」について規制しようとしているのは、権力の乱用につながりかねない(国も論議中で未だ規定していない)

- これに関し、都から、以下の説明を行い、理解を求めた。

- ・ 登場人物が18歳未満として設定されていることについては、年齢、所持品、学年、背景等についての明示的かつ客観的な描写により判断し、見た目が幼くとも「18歳以上」と明記してあったり、人間ではないという設定の場合には対象としないこと。また、創作自体を規制するものではないため、著作者や発行者への検閲や弾圧は起こりえないこと。
- ・ 児童ポルノがインターネット上で流れている現状において、被害者の方が、撮影された時だけでなく一生「二次被害」に曝されていることを考えれば、処罰とは別に、現存する児童ポルノを、自主的努力により、少しでも減らしていくべきであること。
- ・ 児童ポルノ法は、「製造や一般への販売を処罰する」ものであるため、定義には慎重であるべきだが、条例改正案は、被害者の苦しみにかんがみ、インターネットで拡散する児童ポルノの根絶(廃棄、削除)に向けた都民の自主的な取組を求めるに止まるものであり、自主的取組をしないことによる不利益や、自主的取組をしているかどうかの都による確認等は全く予定されていないこと。
- ・ 現行法で「児童ポルノ」の定義が定められている以上、行政としてはその定義を引用することになること。国会では特にいわゆる3号ポルノの曖昧さが指摘されているが、少なくとも定義自体に争いのない「性交又は性交類似行為」に係る児童ポルノについてだけでも、このような自主的取組をしていただくことにより、被害者の苦しみを少しでも軽減することができること。

(2) 出版倫理懇話会への説明(4月22日)

○ 出版倫理懇話会に対しては、条例改正の趣旨を説明し、主として以下の点につき確認を受けた。

- ・ 悪質なジュニアアイドル誌の規制に関し、何をもって悪質とするのかわからないが、「18歳未満の水着姿の写真が全て規制される」との誤解に基づく書店、流通、制作者側からの問合せが多い。どのようなものを規制対象とするのかがよく分からない。
- ・ 自主的に表示図書として区分陳列を行っているものについても、新たな基準によって特段の規制を受けるのか。

○ これに対し、以下の通り回答した。

- ・ 「18歳未満の水着姿の写真が全て規制される」趣旨ではないことについて、書店への通知、都ホームページへのQ&Aの掲載等により、早急に広く周知するとともに、具体的にどのようなものを対象とするかについては、施行までの間に出版・書店側等との合意形成に努めていくこと。
- ・ 内容の如何にかかわらず、自主的に表示図書とされているものについては一切規制の対象とはならないこと。

(3) 条例改正案への反対を表明した「(社)日本ペンクラブ」、「(社)日本図書館協会」、「(社)日本出版労働組合連合会」に対し、条例改正案の趣旨の説明と条例改正への理解を求める文書を送付(4月23日)

平成22年4月23日

社団法人 日本ペンクラブ 御中

東京都青少年・治安対策本部

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案について

標記の条例改正案の趣旨は、以下のとおりです。

まずはじめに、広く関心を寄せられている漫画についてご説明します。

今回の条例改正案のポイントは、子供に対する悪質な性行為を不当に賛美・誇張するように描いた漫画を、成人コーナーに区分陳列して、子供に見せない・売らないこととあります。表現規制ではありません。

このような漫画を描くことや大人に売ることを規制するものではないため、「表現の自由」「創作の自由」の侵害に当たるようなものではありません。

そもそも、昭和39年の条例制定以来、「性的感情を刺激する」図書類については、漫画を含めて、いわゆる「18禁図書」として、成人向けの棚に区分陳列し、子供に販売しないような仕組みが取られてきました。コンビニやレンタルビデオ店の「成人コーナー」には、今でも多くの漫画やアニメが置かれており、この制度自体は、既に十分、都民のご理解をいただいていると考えております。

今回の改正のポイントは、これまでの「性的感情を刺激する」図書類に加えて、読者の性的好奇心を満たすことを目的として、18歳未満の子供に対する強姦等の悪質な性行為を描いた「エロ漫画」についても、「性的感情の刺激の程度」にかかわらず、包装の上、この成人コーナーに置いてもらい、子供に販売しないようにするというものであります。

このような漫画の表紙は、子供でも手に取ってしまうような可愛い絵柄であることも多いのですが、開いてみると、姉と弟の近親相姦や、小学生と教師との実社会ならば強姦に当たる性交シーンが、全編にわたり、露骨かつ執拗に描かれ、しかもそれを子供が喜んでいるように描かれています。大人なら、これは現実世界ではあり得ない性的ファンタジーであるとの分別を持って読むでありましようが、十分な性的知識や判断能力のない青少年の場合、このような強烈な視覚的インパクトを与える漫画に触れることで、これらの子供を対象とする悪質な性行為を「許された楽

しい行為」であると誤って受け止めるなどの影響を受けるおそれがあります。

このような漫画が、「性的感情の刺激の程度」が低いという理由で、一般向けの棚に置かれ、子供が容易に買える状況を是正して、表示図書あるいは不健全指定図書として成人コーナーに区分陳列してもらおうというのが今回の改正のポイントです。

なお、子供に売らない対象は、登場するキャラクターが「18歳未満」であることが、見かけや声の幼さなどの主観ではなく、絵や台詞で客観的・明確に描写されており、かつ性交やフェラチオ等の明らかな性的行為が、性欲をそそるため明確に描写され、かつ、これを不当に賛美又は誇張しているものに限られております。子供の裸やベッドシーンがあるだけで対象となることはありません。

特に、都が区分陳列を義務付ける「不健全図書指定」は、出版関係者や有識者による「青少年健全育成審議会」が個別の漫画の内容を見て該当性を判断する手順を経るため、恣意的・拡大的な適用の余地はないと考えております。

条例の規制は、最大限で青少年への販売の禁止に止まり、児童ポルノ法が製造や大人への販売を禁止し処罰する仕組みであるのとは全く異なるものであります。条例改正で漫画が描けなくなる・読めなくなる・持っているだけで取り締まられるといったご懸念は、全て児童ポルノ法との混同に基づく誤解であります。

この条例改正が子供を守る環境を整備しようとするものであることを、ぜひご理解いただきたいと考えております。

ご指摘いただいた点につきましては、別紙のとおりです。

1. 「今回の条例改定については、今日に至るまで、十分な市民的議論に供せられることもなく、表現に関わる規制強化という重大さに比して拙速に事が運ばれている印象は拭えない。」

【回答】

条例改正案を提案するに至った経緯としましては、平成20年12月に知事から知事の諮問機関であり、学識経験者のほか、都民の代表である都議会議員、公募による委員等から構成される青少年問題協議会へ「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」の諮問を行い、「青少年のインターネット・携帯電話利用に係る被害や加害の実態やその対策の現状」、「児童を性の対象として取り扱うメディアのあり方や児童の性行為などを描写した漫画が自由に販売されている現状」などについて専門家や事業者などから意見聴取しました。

さらに、これらの意見聴取の内容や、都が実施した関係するアンケート等の内容を踏まえ、学識経験者からなる専門部会において検討を加えました。また、青少年問題協議会の答申素案を作成した段階で、都民向けに公表するとともに都民意見の募集を行いました。寄せられた意見については、青少年問題協議会専門部会で再度検討し、これに基づき答申素案を修正しており都民意見については十分反映したものとなっています。また、この間の議事録は公開とし、答申素案、主な都民意見や答申の内容は、その都度報道発表しております。

このように、平成20年12月から平成22年2月まで、1年余りの協議をいただいた答申に基づき条例改正案を提案しており、十分な議論を踏まえたものと考えています。

2. 「「非実在青少年」といった恣意的な判断の余地がある造語によって、表現行為が規制されることが好ましくないことも言うまでもない。」

【回答】

冒頭に記したとおり、東京都青少年健全な育成に関する条例が制定された昭和39年から約50年にわたり、青少年の性的感情を刺激する図書類については、漫画・アニメ等の創作物を含めて「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないようにしています。「非実在青少年」とは、条文を読んでもいただければお分かりのとおり、作品の設定として、年齢や学年、制服（服装）、ランドセル（所持品）、通学先の描写（背景）などについて、その明示的かつ客観的な①表示又は②音声による描写（台詞、ナレーション）という裏づけにより、明らかに18歳未満と認められるものに限定したキャラクターを略称するための文言であり、表現の自由に配慮して、最大限に限定的に定めたものです。

このような明示的かつ客観的な裏づけがなく、単に「幼く見える」「声が幼い」と

いった主観的な理由で対象とすることはできず、恣意的な運用は不可能と考えています。

前述したように改正案は、こうした明らかに18歳未満とされるキャラクターに対する悪質な性行為を描いた漫画等について、区分陳列を求めるもので、一切、表現行為を規制するものではありません。

このように、青少年への閲覧制限を目的とする自主規制制度や不健全図書指定制度において、著作者の表現行為、創作行為や出版、成人への流通は自由であり、表現行為を規制するものではありません。

3 改定案の中に含まれるインターネットの規制についても、公権力がフィルタリング基準に関与することにつき、活発な議論を通した上での合理的なコンセンサスが得られているとは、到底言えない。」

【回答】

条例改正案のインターネット利用環境整備に関する各規定は、いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の規制の範囲を超えたり、また法で求める民間の自主的取組を尊重する趣旨に反して、個別の有害情報の判断やフィルタリングの基準設定を行うなどしたりするものではありません。

青少年インターネット環境整備法施行後も、インターネット上のコミュニティサイトやプロフィールサイトなどの非出会い系サイトを通じて被害に遭う青少年が増えるなど、インターネットに関し青少年が被害者や加害者となる様々な問題が発生していることから、同法の規定の趣旨を定着させ、その実効性を向上させるために規定するものです。

なお、条例改正に至るまで、電気通信関係の団体や事業者とも意見交換を重ね、事業者の意向にも可能な限り配慮しております。

4 表現に関する規制は、歴史的に見ても、恣意的な運用や拡大解釈の危険性が排除できず、表現の自由と、ひいては民主主義の根幹に関わる重大な弊害をもたらすおそれがある。

【回答】

冒頭に記したとおり、東京都青少年の健全な育成に関する条例は、青少年の環境整備を促し、青少年の福祉を阻害する恐れのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることとしており、表現規制を目的とした条例ではありません。

青少年に対し閲覧・販売することが好ましくない漫画等の青少年への販売に対する規制については、従来より、出版関係者による青少年への販売等の自主的な規制

を基本としつつ、著しく悪質なものに限り、青少年健全育成審議会に諮問の上、都が不健全図書として個別に指定してきました。

今回の改正案についても、慎重な手続きを経て運用されることに何ら変更はなく、都が恣意的な運用や拡大解釈を行うことはできない仕組みとなっています。

5 「なぜいま表現規制を強化しなければならないのか、納得のいく説明もないままの今回の条例改定について、日本ペンクラブは強く反対する」

【回答】

東京都青少年の健全な育成に関する条例では、条例が制定された昭和39年から約50年にわたり、青少年の性的感情を刺激する図書類については、漫画・アニメ等の創作物を含めて「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないようにしています。

今回の条例改正案においても、18歳未満として描かれているキャラクターに対する、「性交(セックス)又は性交類似行為(フェラチオ・アナルセックスなど)」を直接、明確に描写した漫画等、著しく悪質な漫画等をこれまでと同様「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないことをお願いしているものであり、表現規制ではありません。漫画等の創作、出版、大人(18歳以上)への販売を一切規制するものではないため、表現の自由を侵害するようなものではありません。

そもそも創作物であれば、どのような内容であっても、青少年に販売する自由があるとはいえないと考えます。

また、小説や随筆など文字のみで表現されるものは、読む人の年齢、性別、経験、読解力などにより捉え方や感じ方が千差万別であり、映像のように見るだけで具体的、客観的な印象を与えるものではないため、この対象とはしておりません。

以上

平成22年4月23日

社団法人日本図書館協会 御中

東京青少年・治安対策本部

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案について

標記の条例改正案の趣旨は、以下のとおりです。

まずはじめに、広く関心を寄せられている漫画についてご説明します。

今回の条例改正案のポイントは、子供に対する悪質な性行為を不当に賛美・誇張するように描いた漫画を、成人コーナーに区分陳列して、子供に見せない・売らないこととあります。表現規制ではありません。

このような漫画を描くことや大人に売ることを規制するものではないため、「表現の自由」「創作の自由」の侵害に当たるようなものではありません。

そもそも、昭和39年の条例制定以来、「性的感情を刺激する」図書類については、漫画を含めて、いわゆる「18禁図書」として、成人向けの棚に区分陳列し、子供に販売しないような仕組みが取られてきました。コンビニやレンタルビデオ店の「成人コーナー」には、今でも多くの漫画やアニメが置かれており、この制度自体は、既に十分、都民のご理解をいただいていると考えております。

今回の改正のポイントは、これまでの「性的感情を刺激する」図書類に加えて、読者の性的好奇心を満たすことを目的として、18歳未満の子供に対する強姦等の悪質な性行為を描いた「エロ漫画」についても、「性的感情の刺激の程度」にかかわらず、包装の上、この成人コーナーに置いてもらい、子供に販売しないようにするというものであります。

このような漫画の表紙は、子供でも手に取ってしまうような可愛い絵柄であることも多いのですが、開いてみると、姉と弟の近親相姦や、小学生と教師との実社会ならば強姦に当たる性交シーンが、全編にわたり、露骨かつ執拗に描かれ、しかもそれを子供が喜んで描かれています。大人なら、これは現実世界ではあり得ない性的ファンタジーであるとの分別を持って読むでありましょうが、十分な性的知識や判断能力のない青少年の場合、このような強烈な視覚的インパクトを与える漫画に触れることで、これらの子供を対象と

する悪質な性行為を「許された楽しい行為」であると誤って受け止めるなどの影響を受けるおそれがあります。

このような漫画が、「性的感情の刺激の程度」が低いという理由で、一般向けの棚に置かれ、子供が容易に買える状況を是正して、表示図書あるいは不健全指定図書として成人コーナーに区分陳列してもらおうというのが、今回の改正のポイントです。

なお、子供に売らない対象は、登場するキャラクターが「18歳未満」であることが、見かけや声の幼さなどの主観ではなく、絵や台詞で客観的・明確に描写されており、かつ性交やフェラチオ等の明らかな性的行為が、性欲をそそるため明確に描写され、かつ、これを不当に賛美又は誇張しているものに限られております。子供の裸やベッドシーンがあるだけで対象となることはありません。

特に、都が区分陳列を義務付ける「不健全図書指定」は、出版関係者や有識者による「青少年健全育成審議会」が個別の漫画の内容を見て該当性を判断する手順を経るため、恣意的・拡大的な適用の余地はないと考えております。

条例の規制は、最大限で青少年への販売の禁止に止まり、児童ポルノ法が製造や大人への販売を禁止し処罰する仕組みであるのとは全く異なるものであります。条例改正で漫画が描けなくなる・読めなくなる・持っているだけで取り締まられるといったご懸念は、全て児童ポルノ法との混同に基づく誤解であります。

この条例改正が子供を守る環境を整備しようとするものであることを、ぜひご理解いただきたいと考えております。

ご指摘いただいた点につきましては、別紙のとおりです。

- 1 「条例が、児童ポルノ法の屋上屋を重ねる過剰規制になる」とのご指摘について
- 2 「青少年の知る自由を制約する都の条例は、児童ポルノを規制する保護法益（児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資する）に馴染まない」とのご指摘について

【回答】（1、2合わせて）

児童ポルノ法は、児童ポルノに係る行為等を処罰し、これらの行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を定めたものであり、児童ポルノ根絶のための気運醸成や環境整備についての規定は置かれておりません。

都は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「都健全育成条例」という。）に基づき、青少年の健全育成を目的として、青少年の環境整備と健全育成を阻害する行為を防止する責務を有していることから、児童ポルノの被害者となり、被害を受けた青少年の苦しみを放置することにより、青少年の健全な育成が阻害されることを防止するため、都健全育成条例にその根絶のための規定を置こうとするものです。

児童ポルノ法と都健全育成条例は、その目的を異にしており、ご指摘の点は当たりません。

なお、この指摘の趣旨が、子供に対する悪質な性行為を描いた漫画の区分陳列等に係る規制についてのものであるとすれば、都健全育成条例は、前述のとおり、昭和39年制定当時から、創作物を含めた図書類について、これを読む青少年の健全な成長を阻害するものについては、青少年の閲覧等を防止する制度が置かれているところであり、児童ポルノ法にかかる創作物規制とは論点を全く異にするものです。

- 3 児童ポルノ法の「児童ポルノ」の定義が主観的かつ曖昧であるのご指摘について

【回答】

現在の児童ポルノの規制は、現行児童ポルノ法の定義に基づいて行われており、その根絶のための気運醸成等についても、同一の対象とすることが適当であると考えます。

児童ポルノ法が改正され、「児童ポルノ」の定義が変更された場合は、都健全育成条例における「児童ポルノ」も当然にこの変更を踏まえたものとなります。

- 4 「青少年性的視覚描写物のまん延抑止」は、青少年と性を扱う図書一般を公立図書館を含め社会から排除することになりかねないとのこと指摘について

【回答】

青少年性的視覚描写物が青少年に容易に閲覧できる状態におかれていることにかんがみ、これらを青少年が閲覧又は観覧することを抑止する、という意味であり、大人への規制を意味するものではありません。

このことは、都や事業者、都民に努力義務を求めている責務を定めた条文において、それぞれ「青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように」と明確に規定しています。

- 5 条例案は、「児童ポルノの単純所持を規制する」、「コミックなど創作物も不健全図書として規制できる」ものであり、現行児童ポルノ法が過剰な規制を抑制するために採用していない規制であるとのこと指摘について

【回答】

都健全育成条例の児童ポルノに関する規定は、処罰を目的とするものではなく、児童ポルノの被害に遭った青少年の苦しみを考慮し、児童ポルノの根絶に向けて、「児童ポルノは悪であり、許さない」という都民の意識を醸成するとともに、インターネット上で現に流通している児童ポルノの拡散防止と流通削減のための取組につなげるため、正当な理由がある場合を除いては所持しない、意図しないまま所持したことに気が付いた場合はこれを削除する、インターネット上で児童ポルノを発見した場合にはプロバイダーへの削除依頼を行うなどの自主的取組を都民に心掛けていただくためのものです。

このため、「児童ポルノを所持してはならない」との禁止規定をとらず、「児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する」と規定したものであり、自主的な取組を行わないことについて、罰則等一切の規制は存在しません。

また、コミックなどの創作物に対する不健全図書類の指定については、昭和39年の都健全育成条例制定時から行われてきており、今回の条例改正で創作物に対する規制が新たに盛り込まれたものではありません。あくまで閲覧する青少年の健全な育成を図るための制度であって、児童ポルノ法とも全く関係ありません。

- 6 「子どもの性に対する判断能力の形成は、親が一義的に責任を持つものであって、行政や警察ではない。」とのご指摘について

【回答】

都は、都健全育成条例に基づき、青少年の健全育成を目的として、その環境整備と健全育成を阻害する行為を防止をする責務を有しており、青少年の性に関する健全な判断能力の育成に係る規定も条例に含まれています。

子どもの性に対する判断能力の形成に関しては、保護者の役割が重要であることはそのとおりですが、子どもが強姦され、それを賛美するような悪質な漫画を子どもの目に触れさせないようにするため、事業者の自主規制を基本としつつ、そこから漏れた著しく悪質なものについて、必要最小限の規制を行うことは、青少年の健全育成を目的とする都の役割であると考えます。

以上

平成 22 年 4 月 23 日

日本出版労働組合連合会 御中

東京都青少年・治安対策本部

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案について

標記の条例改正案の趣旨は、以下のとおりです。

まずはじめに、広く関心を寄せられている漫画についてご説明します。

今回の条例改正案のポイントは、子供に対する悪質な性行為を不当に賛美・誇張するように描いた漫画を、成人コーナーに区分陳列して、子供に見せない・売らないこととあります。表現規制ではありません。

このような漫画を描くことや大人に売ることを規制するものではないため、「表現の自由」「創作の自由」の侵害に当たるようなものではありません。

そもそも、昭和39年の条例制定以来、「性的感情を刺激する」図書類については、漫画を含めて、いわゆる「18禁図書」として、成人向けの棚に区分陳列し、子供に販売しないような仕組みが取られてきました。コンビニやレンタルビデオ店の「成人コーナー」には、今でも多くの漫画やアニメが置かれており、この制度自体は、既に十分、都民のご理解をいただいていると考えております。

今回の改正のポイントは、これまでの「性的感情を刺激する」図書類に加えて、読者の性的好奇心を満たすことを目的として、18歳未満の子供に対する強姦等の悪質な性行為を描いた「エロ漫画」についても、「性的感情の刺激の程度」にかかわらず、包装の上、この成人コーナーに置いてもらい、子供に販売しないようにするというものであります。

このような漫画の表紙は、子供でも手に取ってしまうような可愛い絵柄であることも多いのですが、開いてみると、姉と弟の近親相姦や、小学生と教師との実社会ならば強姦に当たる性交シーンが、全編にわたり、露骨かつ執拗に描かれ、しかもそれを子供が喜んでいるように描かれています。大人なら、これは現実世界ではあり得ない性的ファンタジーであるとの分別を持って読むでありましょうが、十分な性的知識や判断能力のない青少年の場合、このような強烈な視覚的インパクトを与える漫画に触れることで、これらの子供を対象とする悪質な性行為を「許された楽しい行為」と誤って受け止めるなどの影響を受けるおそれがあります。

このような漫画が、「性的感情の刺激の程度」が低いという理由で、一般向けの

棚に置かれ、子供が容易に買える状況を是正して、表示図書あるいは不健全指定図書として成人コーナーに区分陳列してもらおうというのが、今回の改正のポイントです。

なお、子供に売らない対象は、登場するキャラクターが「18歳未満」であることが、見かけや声の幼さなどの主観ではなく、絵や台詞で客観的・明確に描写されており、かつ性交やフェラチオ等の明らかな性的行為が、性欲をそそるため明確に描写され、かつ、これを不当に賛美又は誇張しているものに限られております。子供の裸やベッドシーンがあるだけで対象となることはありません。

特に、都が区分陳列を義務付ける「不健全図書指定」は、出版関係者や有識者による「青少年健全育成審議会」が個別の漫画の内容を見て該当性を判断する手順を経るため、恣意的・拡大的な適用の余地はないと考えております。

条例の規制は、最大限で青少年への販売の禁止に止まり、児童ポルノ法が製造や大人への販売を禁止し処罰する仕組みであるのとは全く異なるものであります。条例改正で漫画が描けなくなる・読めなくなる・持っているだけで取り締まられるといったご懸念は、全て児童ポルノ法との混同に基づく誤解であります。

この条例改正が子供を守る環境を整備しようとするものであることを、ぜひご理解いただきたいと考えております。

ご指摘いただいた点につきましては、別紙のとおりです。

1 「非実在青少年」の描写に係る不健全指定制度及び表示図書規制について

- 青少年の健全な成長を阻害する図書類について、青少年への販売等を規制する制度は、昭和39年の条例制定時から存在しており、漫画等の創作物も制定当時から既に規制の対象となっています。また、長野県を除く45道府県においても同様の制度が存在します。このような仕組みは岐阜県の同種条例に係る最高裁判決において合憲とされております。
- 今回の条例改正は、青少年に対する強姦や近親相姦等の性暴力を、読者の性的好奇心を満たすため、不当に賛美・誇張して描いた図書類のうち、現行の「性的感情を刺激する」程度に至らないものについては、青少年が自由に手に取ることができる現状にあり、青少年の健全な性的判断能力の形成を阻害するおそれがあることにかんがみ、青少年への販売等規制の対象として追加しようとするものです。現行基準による指定件数の増減とは関係ありません。
- 対象の年齢確認は、作品中における、年齢、服装、学年、所持品、背景等において、18歳未満であることが明らかに表示又は音声による描写(台詞、ナレーション)されているか否かに基づいて行うことが条例の規定で求められています。「幼く見える」「声が幼い」等の主観的要素により判断することは、条例上許されません。
- 青少年問題協議会委員は、青少年の健全育成に係る知見を持つ方にご就任いただいております。
- 国会における児童ポルノ法の改正に係る議論においては、児童ポルノ法が、実在の児童の権利擁護を目的とし、児童ポルノの「製造」「一般的販売」を「処罰」する法律であることにかんがみ、実在しない児童を描いた創作物の扱いについては慎重な議論が行われているものであると承知しています。
一方、条例においては、前述のとおり、昭和39年の制定当時から、創作物を含めた図書類について、これを読む青少年の健全な成長を阻害するものについては青少年の閲覧等を防止する制度が置かれているところであり、児童ポルノ法に係る創作物規制とは論点を全く異にするものです。

2 表示図書類に関する勧告等に関する規定について

条例における出版物規制は、出版・表現等の自由を最大限に尊重するため、図書類発行業者等による自主規制を基本とし、著しく悪質なものについてのみ都が不健全図書指定により規制する仕組みを取っております。表示図書制度

についても、区分陳列等について、不健全図書指定によらず、業者の自主規制を最大限に尊重するために設けられた制度です。

しかし、頻回(1年に6回)にわたり指定を受けた業者が、指定の通知の都度、青少年への閲覧防止措置についての自主努力をお願いするにも関わらず、なおも指定に該当する程度の図書類について、青少年の閲覧防止への取組を一切しないままであることは、自主規制に努める旨の条例上の努力義務を明確に否定するものであり、業者の社会的責任に照らしても不当であると考えます。

また、青少年への販売等を自主的に規制する表示図書相当の図書類が、これらの自主規制なく販売され続けることを放置することは、自主規制に努め、同程度の図書類を表示図書として販路を成人に限定している他の図書類発行業者に対しても不公平であると考えます。

さらに、書店等には、条例第7条により表示図書相当の図書類については青少年に販売しない努力義務がかかっており、このような業者名を公表しないことは、書店等を努力義務に反した状況に置くことともなり、条例を所管する都としては適切でないと考えます。

3 児童ポルノに係る規定について

○ 現在、児童ポルノ関係の規制は、国会審議を経て成立し施行されている現行児童ポルノ法の定義に基づき行われており、その根絶のための気運醸成等についても、同一の対象とすることが適当です。児童ポルノ法が改正され、「児童ポルノ」の定義が変更された場合においては、条例における「児童ポルノ」も当然にこの変更を踏まえたものとなります。

なお、いわゆる「単純所持」の処罰化をめぐり、いわゆる3号ポルノに該当するものの解釈についての議論が国会でなされていることは承知しております。

しかし、今回の条例の規定は、処罰を目的とするものではなく、一旦流通した児童ポルノがインターネット上等において半永久的に流通することが、児童ポルノの被害者の苦しみを増幅させていることを考慮し、取締りによらず、少しでもそのような「児童ポルノ」を減らし、根絶させるため、都民が、自己の責務として、児童ポルノは許さない、と自覚するとともに、みだりに所持しない、意図せずに所持していた場合はこれを削除する、インターネット上で児童ポルノを発見した場合にはプロバイダ等に通報する等の自主的取組を心がけていただくための規定です。少なくとも、現在でも明確ないわゆる1号・2号ポルノのみでもこのような取組の対象としていただくことには大きな意義があると考えます。このような自主的取組をしないことによる一切の不利益はなく、また、都が自主的取組についての確認を行うこともないことから、「でっちあげ」等のおそれはありません。

- 「青少年性的視覚描写物」の「まん延の抑止」とは、青少年性的視覚描写物が青少年に容易に閲覧できる状態に置かれていることにかんがみ、これらを青少年が閲覧又は観覧することを抑止する、という意味であり、成人の読書・閲覧を制限する趣旨ではありません。
- 18条の6の4第1項の「何人も」については、児童ポルノの被害者の苦しみを考慮し、少しでも児童ポルノを減らそうとする趣旨から、都域内にいる全ての人を対象としています。都民はいうまでもなく、例えば、都外に在住している方であって在勤地が都内にある方等についても、都内にとどまっている間は、みだりに児童ポルノを所持しない責務に係るということです。
- 18条の6の5第4項の主体は、都の職員です。警察官ではありません。

4 青少年のインターネット利用環境の整備に係る規定について

条例改正案のうち、青少年のインターネット利用環境の整備に係る規定については、昨年4月にいわゆる青少年インターネット環境整備法が施行されたことに伴い、条例の必要な部分について改正を行うとともに、同法の規定の趣旨を定着させ、その実効性を向上させるために、フィルタリングの実効性確保に向けた事業者の努力義務など必要な規定を設けるものであり、青少年のメディアとの接触機会を規制したり、事業者の活動を阻害したりするものではなく、憲法に違反するものでもありません。

5 「有害」の用語について

条例改正案における「有害」の用語は、インターネット環境整備関連規定及び児童ポルノ・13歳未満の者であって衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみをつけた状態にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識できる方法でみだりに性的対象として描写した図書類について使用しており、不健全図書指定の対象は、青少年の健全な育成を阻害するものとしております。

6 現行条例等について

- 不健全図書指定の手続きについては、まず、自主規制に係る団体からの意見聴取を行い、その上で、健全育成審議会に対し、自主規制団体からの聴取意見を一覧表にしたものを資料として提出した上で、個別の候補図書を閲覧していただき、ご意見をいただいております。この資料やご意見は全て議事録等として公開されております。

- 指定処分取り消しについての申し立ては、行政不服審査法によることができます。
- 第28期前期青少年問題協議会専門部会については、諮問事項にかかる専門的・具体的な議論を行うに際し、中立性が外部からの圧力等により侵されることなく、静かな環境で議論することが望ましいという理由で傍聴人を入れないこととしましたが、その議事録は発言者名を明らかにした上で全て公開されています。起草委員会については、専門部会の合意の上で非公開となっています。
- 青少年問題協議会や健全育成審議会においては、保護者団体代表者や青少年問題に関する有識者が委員となっており、この方々を通じて青少年の意見が反映されているものと考えています。

以上

3 インターネット関係団体等への説明

(1) 総務省消費者行政課(フィルタリング担当部局)(4月9日)

○ 都から、条例改正案の趣旨及び都議会における審議経過等を説明。

(2) EMA(一般社団法人モバイルコンテンツ審査機構)(4月22日)

○ EMAは、3月12日、他の事業者や大学教授等と連名で、「東京都の青少年健全育成条例改正案に対する意見」を提出。同意見書においては、最低限以下の事項が守られるべきであると指摘。

- ・ 言論及び表現活動に関し、都をはじめとする公権力による恣意的な関与がなされない条例とすべきこと
- ・ 多様な目的や機能を持った民間の組織や活動が認められる条例とすべきこと。
- ・ 利用者及び事業者が多様な基準から選択できる権利が保障される条例とすべきこと。
- ・ 憲法や青少年インターネット環境整備法等の法律の範囲内での条例改正とすべきこと。

○ これに対し、都から以下の説明を行い、理解を求めた。

- ・ 条例改正の趣旨は、「青少年インターネット環境整備法」施行後も、コミュニティサイト、プロフィールサイト、ゲームサイトなど、青少年が利用する機会の多い非出会い系サイトを通じた青少年の福祉犯罪被害が増加していることなどを踏まえ、法の規定の実効性の向上を図ることにより、青少年がインターネットを利用して被害・加害に関与することを防ぐことであること。
- ・ 条例のインターネット関連の規定は全て法の枠組みを前提とした上で、その実効性を向上させるための規定を置いたものであり、公権力による恣意的な関与の排除や、民間の自主的・多様な取組の尊重、フィルタリングの基準に関する自治体の介入の忌避には十分配慮したものであること。
- ・ 「インターネットが、現実の社会に比べても、青少年が被害・加害に関与する機会を増大させるものであること」、「現に青少年の被害・加害が生じていること」、「青少年の被害・加害を減少させるための多様な取組が必要であること」については、EMAと認識を共通するものであること。